

仕様書

1 業務名称

令和8年度大阪・光の饗宴実行委員会中之島事業部資金管理業務委託（概算契約）

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 履行場所

発注者が指定する場所

- ※大阪市中央卸売市場本場業務管理棟及び大阪シティ信用金庫福島支店
- インターネットバンキングを活用した支払については受注者事務所でも可能とする。
- なお、本業務の拠点となる事務所を受注者が大阪市内に確保すること

4 業務内容

(1) 口座管理

- ・発注者が用意する「大阪・光の饗宴実行委員会中之島事業部」名義の口座により、大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）中之島事業部資金を管理すること。
- ・実行委員会中之島事業部の会計を管理するため出納責任者を選任し、速やかに実行委員会に氏名を報告するとともに、発注者に同行し、銀行窓口において口座への登録手続きを行うこと。なお、その際、身分証明書等が必要となることに留意すること。
- ・口座管理にあたっては通帳と印鑑及びインターネットバンキングで管理することとし、キャッシュカードを利用してはならない。
- ・発注者から要求があった場合は、速やかに通帳等を開示できるよう管理すること。
- ・会計管理にあたっては、実行委員会会計規程（※[参考1](#)）及び中之島事業部資金出納要領（※[参考2](#)）を遵守すること。
- ・実行委員会が会計管理に関する質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めた場合は速やかに対応すること。

(2) 金銭出納簿の作成（発注者指定様式）

- ・会計の管理にあたっては、出納責任者のもと管理体制を構築し、発注者が用意する金銭出納簿を作成のうえ、日々の収支等を適切に管理すること。

(3) 支払い手続き代行（口座振替・納付書払い・現金支出ほか）

- ・インターネットバンキングを活用した支払を行うこと
- ・インターネットバンキング月額手数料支払にあたり、実行委員会で用意する口座を管理すること。
- ・随時、発注者からの依頼に基づき支払い手続きを行うこと。
- ・小口支払等が生じた際は、発注者の依頼に基づき、銀行窓口へ同行し、口座より出金し納付書などの支払い手続きを行うこと。

【参考】年間支払い手続き代行件数 60 件（うち小口支払 10 件程度）

※なお、あくまでも予定である。

5 契約代金の確定

- ・支払い手続き代行回数については過去実績から算出しており、小口支払の件数については、変動する可能性があるため、概算である。そのため契約締結後に件数等が増減する場合がある。
- ・受注者は契約締結時に本仕様書別紙1「業務委託料内訳書（概算契約 精算用）」を発注者へ提出すること。
- ・支払い手続き代行回数に変動があった場合は、次の考え方にに基づき、契約代金の確定を行う。なお、契約代金の確定は、発注者が履行完了を確認した後に行うこと。

（算出方法）

支払い手続き代行予定回数と実回数との差に、契約締結時に発注者へ提示した単価を乗じて変更額を算出する。

6 提出書類

本仕様書別紙2「提出書類の様式（経常型用）」に記載の書類を各提出期限までに提出すること。

7 その他

- (1) 契約期間終了等により、次期業務受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供すること。
- (2) 発注者との打ち合わせ等については、その都度、業務打ち合わせ書（議事録等）を作成すること。
- (3) 受注者は、委託業務の遂行上、知り得た情報を受注業務遂行の目的以外での使用及び第三者へ提供してはならない。
- (4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (6) 個人情報の取り扱いについて

委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。作成途上に発生した不要な印刷物等は、完全に裁断または焼却処分し、外部にその内容が漏れることのないようにしなければならない。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪・光の饗宴実行委員会)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪・光の饗宴実行委員会)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるもの
いい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 令和 8 年度大阪・光の饗宴実行委員会中之島事業部資金管理業務委託（概算契約）
仕様書「4 業務内容」に記載する業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再
委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発
注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が
競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者
は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で
申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超え
ることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方
式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、
書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手
方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中
の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方
が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第
16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。